

一、本會は、昭和二十一年六月一日から、  
 同年度の間に、昭和二十年六月一日から  
 同年度の間に、昭和十九年六月一日から  
 同年度の間に、昭和十八年六月一日から  
 同年度の間に、昭和十七年六月一日から  
 同年度の間に、昭和十六年六月一日から  
 同年度の間に、昭和十五年六月一日から  
 同年度の間に、昭和十四年六月一日から  
 同年度の間に、昭和十三年六月一日から  
 同年度の間に、昭和十二年六月一日から  
 同年度の間に、昭和十一年六月一日から  
 同年度の間に、昭和十年六月一日から  
 同年度の間に、昭和九年六月一日から  
 同年度の間に、昭和八年六月一日から  
 同年度の間に、昭和七年六月一日から  
 同年度の間に、昭和六年六月一日から  
 同年度の間に、昭和五年六月一日から  
 同年度の間に、昭和四年六月一日から  
 同年度の間に、昭和三年六月一日から  
 同年度の間に、昭和二年六月一日から  
 同年度の間に、昭和一年六月一日から

財団法人協調會大阪支所  
 横國老人協調會大阪支所

財団法人協調會大阪支所

三、請負單價ハ絶對ニ固定サレタシ  
 單價制定ナキモノハ即時制定サレタシ  
 四、工事カードヲ工手着手後三十分以内ニ發行スル様サレタシ  
 五、解雇手當ヲ即時改正サレタシ  
 一ヶ年未満ニ對シテハ日給ノ四十分 但シ報告手當ヲ會  
 ヤメ  
 以上一ヶ月ヲ増ス毎ニ日給ノ三分ノ加算  
 六、退職手當ハ右解雇手當ノ三分ノ二ヲ支給サレタシ  
 七、衛生設備ヲ改善サレタシ  
 八、イ、食堂ノ設備  
 九、洗面所ノ改善  
 十、便所ノ設備完備  
 十一、健康保險手當金ノ受取方法ヲ會社扱ヒニサレタシ